

平成26年6月1日から平成27年5月31日 までの主な改正項目

- ライフプランニングと資金計画／リスク管理 2 ページ
- 年金・社会保険 3 ページ
- リスク管理 7 ページ
- 金融資産運用 8 ページ
- 不動産 9 ページ
- 相続・事業承継 9 ページ
- 《平成27年度税制改正・新旧対照表》 10 ページ

本資料は原則として平成27年4月1日現在の法令等に基づき構成しています

● ライフプランニングと資金計画／リスク管理

1 子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置の創設

平成27年7月1日以降の新規申込み分から、18歳以下の子などを養育する勤労者を対象に、当初5年間通常金利より0.2%引き下げた金利が適用される、子育て勤労者支援貸付金利引下げ特例措置が実施される（平成28年3月31日までの時限措置）。なお、常時雇用する労働者数が300人以下である企業に勤務する人向けの、中小企業勤労者貸付金利引下げ特例措置との併用はできない。

2 【フラット35】Sの改正

【フラット35】には、【フラット35】Sという認定長期優良住宅等に対する優良住宅取得支援措置があるが、政府の緊急経済対策により、平成27年2月9日以降の融資実行分から、以下の変更が行われている。

(1) 【フラット35】Sの当初期間の金利優遇幅の拡大

【フラット35】Sには、住宅の性能などによって、

①金利Aプラン：借入当初10年間の適用金利が引き下げられる

②金利Bプラン：借入当初5年間の適用金利が引き下げられる

という2つの種類がある。金利引き下げ幅はいずれも0.3%であったが、これが「0.6%」へと拡大された（平成28年1月29日申込み分までが対象。ただし、予算金額に達する見込みとなった場合、受付は早期終了となる）。

(2) 融資率9割超の場合の上乗せ金利の引き下げ

【フラット35（買取型）】を9割超の融資率で利用する場合、融資額全体に対する融資金利が、融資率9割以下の場合より高くなる。この上乗せ金利が、従来より引き下げられた（+0.44%から、+0.13%に。平成28年1月29日申込み分までが対象）。

3 フラット35に【ダブルフラット】が登場

「フラット35」の契約を2本に分け、1つを「フラット35（返済期間21年以上35年以下）」、もう1つを「フラット20（返済期間15年以上20年以下）」で借りることが可能な制度である。

【ダブルフラット】の利用例

※平成27年5月時点の金利水準による試算

計算の前提	通常の場合…借入金額：3,000万円／元利均等35年毎月返済 「ダブルフラット」を利用する場合…合計借入金額：3,000万円 ※フラット35＝2,000万円（35年）、フラット20＝1,000万円（15年）
-------	---

【通常の返済】

返済開始	返済額：91,268円／月	35年
------	---------------	-----

【ダブルフラット】

(フラット20)	60,866円/月	
(フラット35)	返済額：60,845円/月	
返済開始	15年	35年
121,711円		60,845円

4 「フラット35（リフォーム一体型）」がスタート

中古マンションを購入する場合、入居前にリフォームを行うケースも多いが、この制度（商品）を利用することで、自己資金やリフォームローンに頼らず、フラット35でリフォーム代金もあわせて借りられるようになった。

融資限度額は、「住宅の購入代金＋リフォーム工事費用」の10割までとなる（融資率9割超と、9割以下の場合、通常のフラット35と同じく融資金利が異なる）。

なお、この制度の開始に伴い、「フラット35リフォームパック」は終了した。

●年金・社会保険

1 健康保険料率等

平成27年度の全国健康保険協会（協会けんぽ）の保険料率は、例年より1カ月遅れて4月分（5月納付分）から改定されることとなった。全国平均の保険料率は10.0%であり、平成26年度の水準が据え置かれたが、都道府県ごとの保険料率は、医療費等の伸びに応じて改定された。

2 健康保険制度の改正

(1) 高額療養費の自己負担限度額の改正

平成27年1月より、70歳未満の高額療養費の自己負担限度額の所得区分が、従来の3区分から5区分に細分化された。なお、下表は健康保険における所得区分だが、国民健康保険でも同様の改正が行われ、年間所得に応じて5段階に区分される。

所得区分	自己負担限度額	4回目以降の自己負担限度額
標準報酬月額83万円以上	25万2,600円＋(総医療費－84万2,000円)×1%	14万100円
標準報酬月額53万～79万円	16万7,400円＋(総医療費－55万8,000円)×1%	9万3,000円
標準報酬月額28万～50万円	8万100円＋(総医療費－26万7,000円)×1%	4万4,400円
標準報酬月額26万円以下	5万7,600円	4万4,400円
市区町村民税非課税者等	3万5,400円	2万4,600円

(2) その他

産科医療補償制度に加入していない医療機関で出産した場合の出産育児一時金・家族出産育児一時金の金額が、平成27年1月より、39万円から40.4万円に引き上げられた。産科医療補償制度に加入している医療機関で出産した場合の金額は、42万円に変更はない。

3 介護保険料率

平成27年度の全国健康保険協会（協会けんぽ）の介護保険料率は、平成26年度の保険料率の1.72%から0.14%引き下げられ、1.58%である。

4 介護保険制度の改正

「地域における医療及び介護の総合的な確保を推進するための関係法律の整備等に関する法律（平成26年6月25日公布）」に基づいて、以下の改正が行われることになった。

(1) 介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）の機能重点化

平成27年4月より、介護老人福祉施設の機能が、在宅での生活が困難な中重度の要介護者を支える施設としての機能に重点化され、新規入所者は原則として要介護度3以上の高齢者に限定されることになった。ただし、要介護1・2でも、認知症で日常生活に支障をきたすなど、介護老人福祉施設以外での生活が著しく困難であると認められる場合は、市区町村の適切な関与の下、特例的に入所することができる。

(2) 低所得の介護保険第1号被保険者の保険料軽減割合の拡大

低所得の介護保険第1号被保険者の保険料の軽減割合が拡大されることになった。これは、給付費における公費とは別枠で公費が投入されることによって行われる措置である。平成27年度は、第一弾として、市区町村民税非課税世帯のうち特に所得の低い者の保険料軽減割合が拡大された。消費税10%への引き上げに合わせ、全ての市区町村民税非課税世帯の保険料軽減割合が拡大される予定である。

(3) 一定以上所得者の利用者負担の引き上げ

平成27年8月より、所得が一定以上の介護保険第1号被保険者の自己負担割合が2割に引き上げられることになった。原則として合計所得金額（収入から公的年金等控除、給与所得控除、必要経費を控除した後で、基礎控除や人的控除等の控除をする前の所得金額）が160万円以上の者が引き上げの対象となる。単身で年金収入のみの場合は、280万円以上の者が該当する。ただし、合計所得金額が160万円以上でも、年金収入とその他の合計所得金額の合計が単身で280万円未満、2人以上世帯で346万円未満の場合は、自己負担割合は1割に据え置かれる。この改正に伴い、要介護被保険者などの利用者には、負担割合証が交付されることになった。

また、同時期に、第1号被保険者の高額介護（予防）サービス費の自己負担限度額も、医療保険の現役並み所得者に該当する者については、月額3万7,200円から4万4,400円に引き上げられる。

(4) 特定入居者介護（予防）サービス費（補足給付）の見直し

平成27年8月より、特定入居者介護サービス費（低所得の施設利用者の食費・居住費

の補填を目的とする給付)の支給要件に、「資産」が加わり、現金、預貯金、有価証券等を夫婦で2,000万円(単身で1,000万円)を超えて保有する者は、給付の対象外となる。また、同一世帯に属する場合に加え同一世帯に属さない場合であっても、配偶者に市町村民税が課税されている者も給付の対象外となる。

(5) 予防給付の見直し

平成27年4月より平成30年3月末までの間に、予防給付のうち訪問介護・通所介護を、介護保険制度の地域支援事業に移行することとなった。これにより、既存の介護事業所による既存のサービスに加え、地域の実情に応じて、NPO、民間企業、住民ボランティア、協同組合等による多様なサービスの提供が可能となり、同時に、費用の効率化も実現できることが期待されている。

5 労災保険料率

平成27年度は労災保険料率が改定され、事業の種類に応じて1,000分の2.5～1,000分の88の範囲で定められた。

6 雇用保険料率

平成27年度の雇用保険料率は、平成26年度の保険料率が据え置かれ、一般の事業の場合は1,000分の13.5である。

7 教育訓練給付金の拡充

平成26年10月より、雇用保険の教育訓練給付金は、従来の枠組みを引き継いだ「一般教育訓練の教育訓練給付金」と拡充された「専門実践教育訓練の教育訓練給付金」の2本立てとなった。

専門実践教育訓練の教育訓練給付金は、受講開始日に被保険者であった期間が10年(当分の間は初回に限り2年)以上あるなど一定の要件を満たした者が、厚生労働大臣の指定する専門実践教育訓練を修了した場合に支給される。支給される額は、訓練費用の40%(上限は訓練期間1年につき32万円で訓練期間は最長で3年間)で、専門実践教育訓練を修了した後、あらかじめ定められた資格等を取得し、受講修了日の翌日から1年以内に雇用保険の被保険者として雇用されるかすでに雇用されている場合は、さらに訓練費用の20%が追加的に支給される。追加支給も含めた教育訓練給付金の上限は、訓練期間1年につき48万円で、訓練期間が最長の3年の場合は144万円である。

8 平成27年度の年金額等

平成27年度の年金額等は、特例水準が解消した後の本規定による額が支給される。平成26年度の特例水準の年金額からの改定は、平成27年度の年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率(2.3%)に、特例水準の段階的な解消(-0.5%)、マクロ経済スライドによるスライド調整率(-0.9%)を合わせ、基本的に+0.9%となる。ただし、厚生年金保険の報酬比例部分については、原則として、昭和12年度以降生まれの場合は、すでに特例

水準の全てまたは一部が解消しているため、0.9% よりも高い改定率となる。

なお、平成27年度の年金額改定に用いる名目手取り賃金変動率（2.3%）よりも平成26年平均の全国消費者物価指数（2.7%）のほうが高いことから、新規裁定年金、既裁定年金ともに、改定には名目手取り賃金変動率が用いられる。また、平成27年度における本規定の年金額の改定率（国民年金法第27条）は、0.999である。

項目	平成27年度 (本規定による額)	平成26年度 (特例水準)
老齢基礎年金（満額）	78万100円	77万2,800円
振替加算（最高額）	22万4,500円	22万2,400円
配偶者加給年金額（最高額）	39万100円	38万6,400円
子の加算額（第2子まで）	22万4,500円	22万2,400円
子の加算額（第3子以降）	7万4,800円	7万4,100円
中高齢寡婦加算	58万5,100円	57万9,700円

9 国民年金保険料

平成27年度の国民年金保険料は、月額1万5,590円（平成26年度は月額1万5,250円）となる。

10 国民年金保険料の追納等

平成27年4月1日から3年間の時限措置として、不整合期間（実態は第1号被保険者であったにもかかわらず、記録上は第3号被保険者のままになっている期間）に係る国民年金保険料を、最大で過去10年分納付すること（特例追納）ができるようになった。

また、過去10年分の保険料を納付することができる後納制度が平成27年9月30日で終了するが、平成27年10月1日から3年間の時限措置として、過去5年分の国民年金保険料を後納できる制度が実施される。

11 厚生年金保険料

平成26年9月～平成27年8月分の保険料率は17.474%である。なお、平成27年9月～平成28年8月分の保険料率は17.828%となる見込みである。

12 在職老齢年金の支給停止調整変更額等の改定

平成27年度の65歳未満の在職老齢年金の支給停止額の計算に用いられる支給停止調整変更額、及び65歳以上の在職老齢年金の支給停止額の計算に用いられる支給停止調整額が、47万円（平成26年度は46万円）に改定された。

● リスク管理

1 保険仲立人に係る規制緩和

従前より、保険仲立人については、保険会社による管理・指導が期待できないため、保険募集人にはない規制が存在していたが、参入障壁や行為規制が高いため保険仲立人制度の活用が低調な状況だった。こうした状況に鑑み、顧客保護に配慮しつつ、保険仲立人の新規参入や既存業者の活性化を促進するよう参入障壁を緩和することになった。

従前の内容	改正後の内容
5年以上の保険契約の媒介を行う場合には、「登録」に加え「認可」が必要	「認可」を廃止
保証金（最低4,000万円、最高8億円）の供託義務	保証金の最低金額を2,000万円に引下げ（最高額は据え置き）

2 保険金融窓販の融資先募集規制

金融機関等が保険募集人となる金融窓販等において、当該金融機関の融資先に対する保険募集行為は、原則として禁止されている（融資先募集規制）が、以下の商品等は除外されている。

住宅関連信用生命保険、個人年金保険、 一時払い終身保険、一時払い養老保険、積立傷害保険、積立火災保険、 事業関連保険（金融機関等のグループ会社を保険契約者とするものに限る）
--

3 金融庁の「保険会社向けの総合的な監督指針」の追記項目

超高齢社会の進展を背景に、高齢者に対する適正な保険募集について、顧客保護の観点からの留意点が追記された。主な内容は以下のとおりである。

- ・社内規則等に高齢者の定義を規定しているか
- ・高齢者や商品の特性等を勘案したうえで、きめ細やかな取組みやトラブルの未然防止・早期発見に資する取組みを含めた保険募集方法を具体的に定めているか
- ・上記の取組みとして、例えば、保険募集時に親族等の同席を求める、保険募集時に複数の保険募集人による保険募集を行う、保険契約の申込みの検討に必要な時間的余裕を確保するために複数回の保険募集機会を設ける、保険募集を行った者以外の者が保険契約申込の受付後に高齢者へ電話等を行うとともに、高齢者の意向に沿った商品内容等であることを確認することを行っているか

これを受け、一般社団法人生命保険協会および一般社団法人日本損害保険協会から高齢者向け保険募集に関する「ガイドライン」が策定された。ガイドラインの骨子としては、「保険加入時」、「契約継続時」、「手続発生時・手続時」の各場面において、高齢者向けの適切でわかりやすい対応をしていくための基本的考え方、留意点を整理している。なお、ガイドラインは拘束力を持つものではないが、保険会社各社はこれを参考に自らのP D C Aの

取り組みにおいて、保険契約者等の保護と適正な業務運営を確保することが求められている。

4 自動車保険の保険金支払の有無によるノンフリート等級制の変更

自動車保険の保険料は、原則としてノンフリート等級別に保険料率が設定され、保険金支払事故があると更新後等の等級がダウンして保険料率が上がり、かつ事故有等級の割引率が適用される。この保険金支払事故の一部が改訂され、以下に大別されるようになった（名称は各社で異なる）。

- ・ 3等級ダウン事故（旧 等級ダウン事故）

下記の2つに該当しない事故

- ・ 1等級ダウン事故（旧 等級すえおき事故）

台風・洪水、盗難等の事故で車両保険金が払われる場合（衝突事故等を除く）

- ・ ノーカウント事故

人身傷害補償保険や搭乗者保険など一定の特約のみが支払われる場合など

なお、3等級ダウン事故と1等級ダウン事故に該当する事故がなければ更新後等の等級は1等級上がる（保険料が下がる）。

● 金融資産運用

1 物価連動国債の個人保有が解禁

平成27年1月から、物価連動国債の個人保有が解禁された（従来は、機関投資家専用で、個人投資家は投資信託を通じて購入するしか方法はなかった）。

ただし、新規で発行された物価連動国債を証券会社等を通じて買うという方式ではなく、大手証券会社等が保有している物価連動国債を購入することとなり、最低投資価格は1,000万円程度となっている。

なお、小口化され、個人向けに本格解禁されるのは平成28年10月の予定。

<参考>物価連動国債の特徴

- ①満期時の償還価格が物価指数に連動して増減するため、物価が上がると、それに応じて償還価格も高くなる（物価が下がっても額面金額は保証される）。
- ②利払いは年2回で、金利自体は固定金利であるが、毎回の利子は利払い時の「想定元金額（＝物価変動を加味した金額）」に、表面利率を掛けて計算される（つまり、物価が上がれば、将来的な利息も少し多くなる）。

2 「NISA」の改正 ※詳細は「新旧対照表」を参照

平成27年度税制改正により、平成28年1月以降、以下の改正等が行われる。

- ①非課税限度額が年間120万円に引き上げ
- ②「ジュニアNISA」（未成年者口座内の少額上場株式等に係る配当所得及び譲渡所得等の非課税措置）が創設（非課税限度額は毎年80万円）

●不動産

1 宅地建物取引業法

宅地建物取引主任者の名称が、宅地建物取引士に変更される（平成27年4月1日以後）。これに伴い、宅地建物取引主任者証も宅地建物取引士証となる。

●相続・事業承継

1 取引相場のない株式の評価における法人税等相当額

平成27年度税制改正で法人税率が引き下げられたことに伴い、取引相場のない株式を純資産価額方式で評価する場合の「評価差額に対する法人税額等に相当する金額」の割合が38%に引き下げられた（改正前40%）。

この取扱いは、平成27年4月1日以後に相続、遺贈または贈与により取得した財産の評価について適用される。

《平成27年度税制改正・新旧対照表》

▼ 個人所得課税

税目	項目	現行	改正案	適用時期
所得税・個人住民税	ジュニアNISAの創設	(新設)	(1) 制度を利用可能な者：0歳から19歳の居住者等 (2) 年間投資上限額：80万円 (3) 非課税対象：上場株式、公募株式投信等（※現行NISAに準ずる） (4) 投資可能期間：2023年まで（※現行NISAに準ずる） (5) 非課税期間：投資した年から最長5年（※現行NISAに準ずる） (6) 運用管理： ・原則として親権者等が未成年者のために代理して運用を行う ・18歳まで払い出し制限を課す ※ 災害等やむを得ない場合には、非課税での払い出しを可能とする	・2016年1月1日以後に口座開設の申し込み ・2016年4月1日から口座に受け入れる上場株式等に適用
	現行NISAの拡充	年間投資上限額：100万円	年間投資上限額：120万円に引き上げる。	2016年分以後の非課税管理勘定に適用
	住宅ローン控除等の適用期限延長	次に掲げる住宅取得等に係る措置の適用期限は2017年12月31日まで (1) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除（一般住宅、認定住宅） (2) 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例（省エネ、バリアフリー） (3) 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除（自己資金型） (4) 既存住宅に係る特定の改修（省エネ、バリアフリー）工事をした場合の所得税額の特別控除（自己資金型） (5) 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除（自己資金型） (6) 個人住民税における住宅借入金等特別控除	適用期限を2019年6月30日まで（1年6カ月）延長する。	2019年6月30日までの住宅取得等に適用
所得税	各種特例制度における添付書類の簡略化	次の特例を適用する際には、確定申告書等に住民票の写しを添付する。 (1) 居住用財産を譲渡した場合の長期譲渡所得の課税の特例 (2) 居住用財産の譲渡所得の特別控除 (3) 特定の居住用財産の買換え及び交換の場合の長期譲渡所得の課税の特例 (4) 住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除 (5) 特定の増改築等に係る住宅借入金等を有する場合の所得税額の特別控除の控除額に係る特例 (6) 居住用財産の買換え等の場合の譲渡損失の損益通算及び繰越控除 (7) 特定居住用財産の譲渡損失の損益通算及び繰越控除 (8) 既存住宅の耐震改修をした場合の所得税額の特別控除 (9) 既存住宅に係る特定の改修工事をした場合の所得税額の特別控除 (10) 認定住宅の新築等をした場合の所得税額の特別控除	税務署長が行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）の規定により氏名及び住所等を確認することができるときは、住民票の写しの添付を要しないこととする。	番号利用法附則1条4号に定める日の属する年分以後の所得税に適用

税目	項目	現行	改正案	適用時期
5	所得税 出国時の譲渡所得課税の特例の創設	(新設)	<p>〈納税義務者〉</p> <p>1. 一定期間日本で居住した後に海外に移住して非居住者（国内に住所または居所を有しない者）となる者のうち、一定規模以上の資産を保有する者が対象となる。</p> <p>(1) 資産要件</p> <p>①対象資産の範囲：所得税法上の有価証券等</p> <p>②資産規模要件：国外転出時の対象資産（評価額）が1億円以上</p> <p>(2) 在住期間要件：国外転出の日前10年以内において5年を超えて居住者であった者（ただし、在住期間要件の判定に当たっては、出入国管理及び難民認定法別表第一の在留資格で居住していた期間は、居住者でなかったものとみなす）</p> <p>〈課税要件〉</p> <p>1. 納税義務の成立時期：国外転出時（居住者が国内に住所及び居所を有しないこととなるときまたは相続・贈与により非居住者が対象資産を取得したとき）</p> <p>2. 譲渡所得の金額：対象資産の国外転出時の時価から、資産の取得費等を控除した金額</p> <p>3. 資産の評価方法：</p> <p>(1) 市場価格のあるもの：市場価格</p> <p>(2) 市場価格のないもの：直近の売買実例を参考に評価。売買実例が存在しない場合には、相続税評価額等を参考に評価。</p> <p>〈主な仕組み〉</p> <p>1. 未実現のキャピタルロスが生じている資産の取り扱い</p> <p>国外転出時特例の対象資産に含むこととし、未実現分を含むその年中のキャピタルゲインと通算した上で、課税所得を計算。</p> <p>2. 一定期間後に帰国を予定している者への配慮</p> <p>(1) 一時的な国外転出であり国外転出期間中に資産売却を行うことなく帰国を予定している者や、納税資金が不十分な者については、国外転出時に担保を供することにより、国外転出時特例分の納税猶予（原則5年）を可能とする（納税管理人の届出をすることが条件）。</p> <p>(2) 国外転出期間中に資産売却を行わず納税猶予期間内に帰国した場合には帰国時に国外転出時特例分は免除。</p> <p>(3) 長期海外滞在が必要な状況があることに鑑み、納税猶予期間の5年延長（合計最大10年）を可能とする（相続税・贈与税における国外居住の起算点を5年後倒しすることが要件）。なお、国外転出時特例の納税猶予期間中は、国外転出時特例の居住要件の判定においては居住者とみなす。</p> <p>3. 国外転出から譲渡までの間に対象資産の価額が下落した場合</p> <p>納税猶予を選択した者が、対象資産を国外転出期間中に国外転出時の時価を下回る価額で譲渡等をした場合、価格下落分については、納税資金が不十分である可能性に鑑み、更正の請求をすることにより国外転出時の時価を減額できる（納税猶予期間満了時においても同様）。</p>	2015年7月1日以後に国外転出をする場合または同日以後の贈与、相続若しくは遺贈に適用

税目	項目	現行	改正案	適用時期
5	所得税 国外転出をする場合の譲渡所得課税の特例の創設	(新設)	<p>4. 相続・贈与により非居住者が対象資産を取得した場合 含み益を維持したまま株式等の所有者が国外に移転するという点では贈与・相続による移転の場合も同様であるため、贈与者・被相続人(死亡者)に、贈与时・相続発生時の時価から取得価額を控除した価額に対して所得税(国外転出時特例)を課す。</p> <p>5. 二重課税の調整 国外転出時特例の課税に伴う二重課税の調整は、二重課税が生じる時点の居住地国である国外転出先で行うとの原則に則り、外国で国外転出に係る税を課された日本への入国者に対しては二重課税調整を行う。ただし、納税猶予を選択した上で、日本から二重課税調整をしない国に国外転出した者については、日本において二重課税調整を可能とする。</p> <p>(申告納税手続き) 1. 原則、国外転出時に申告納税等をする。 2. 納税資金が不十分であることを勘案し、納税猶予を選択可とする。 納税猶予(原則5年、最長10年)⇒納税猶予期間内に対象資産を売却せずに帰国⇒免除(利子税を含む)</p>	2015年7月1日以後に国外転出をする場合または同日以後の贈与、相続若しくは遺贈に適用
6	所得税・個人住民税 日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の書類の添付等の義務化	納税者は扶養控除の適用を受けるに当たり、「納税者の親族であることを確認できる書類」や「納税者が親族の生活費等に充てるための支払を行ったことを確認できる書類」等の提出が義務づけられていない。	<p>日本国外に居住する親族に係る扶養控除等の適用を受ける納税者に対して、確定申告書等に次の親族関係書類及び送金関係書類を添付し、または確定申告書等を提出する際に提示することを義務づける。</p> <p>(注) 次の(1)または(2)の書類が外国語により作成されている場合には、その書類の和訳文も添付等する必要がある。</p> <p>(1) 親族関係書類 次の①または②のいずれかの書類 ①戸籍の附票の写しその他国または地方公共団体が発行した書類でその納税者の親族であることを証するもの及びその親族の旅券の写し【納税者の親族が日本人である場合を想定】 ②外国政府または外国の地方公共団体が発行した書類で、その納税者の親族であることを証するもの(その親族の氏名、住所及び生年月日の記載があるものに限る)【納税者の親族が外国人である場合を想定】</p> <p>(2) 送金関係書類 その年における次の①または②の書類で、その非居住者である親族の生活費または教育費に充てるためのその納税者からの支払いが、必要のつど、行われたことを明らかにするもの ①金融機関が行う為替取引によりその納税者からその親族へ向けた支払いが行われたことを明らかにする書類【送金依頼書を想定】 ②いわゆるクレジットカード発行会社が交付したカードを提示してその親族が商品等を購入したこと及びその商品等の購入代金に相当する額をその納税者から受領したことを明らかにする書類【クレジットカード利用明細書を想定】</p> <p>(注) 書類の添付等を義務づける所得控除の種類 扶養控除、配偶者控除、配偶者特別控除、障害者控除</p>	<p>所得税： 2016年分以後</p> <p>個人住民税： 2017年度分以後</p>

税目	項目	現行	改正案	適用時期
7	所得税・法人税 確定拠出年金の加入者の拡大等	<p>1. 個人型確定拠出年金の掛金を事業主が拠出することはできない。</p> <p>2. 個人型確定拠出年金の加入者とその拠出限度額は次のとおりである。</p> <p>(1) 企業年金制度のない企業の従業員：年額27.6万円（月額2.3万円）</p> <p>(2) 自営業者等：年額81.6万円（月額6.8万円）</p> <p>3. 確定拠出年金制度、確定給付企業年金制度、中小企業退職金共済制度間で年金資産の引き継ぎはできない。</p>	<p>1. 個人型確定拠出年金の掛金を事業主が拠出することができる。</p> <p>事業主掛金は損金となり、従業員の給与所得とならない。</p> <p>2. 個人型確定拠出年金に次の加入者を追加し、その拠出限度額は次のとおりとする。</p> <p>(1) 企業型確定拠出年金加入者（他の企業年金がない場合）： 年額24万円（月額2.0万円）</p> <p>※ 個人型確定拠出年金制度に加入する場合の企業型確定拠出年金の拠出限度額は年額42万円（月額3.5万円）とする。</p> <p>(2) 企業型確定拠出年金加入者（他の企業年金がある場合）： 年額14.4万円（月額1.2万円）</p> <p>※ 個人型確定拠出年金制度に加入する場合の企業型確定拠出年金の拠出限度額は年額18.6万円（月額1.55万円）とする。</p> <p>(3) 確定給付型年金のみ加入者及び公務員等共済加入者：年額14.4万円（月額1.2万円）</p> <p>(4) 第3号被保険者：年額27.6万円（月額2.3万円）</p> <p>(注) (1)及び(2)は、①マッチング拠出を行わないこと及び②個人型確定拠出年金の加入者になることについて、企業型確定拠出年金の規約に定めがある場合のみ可能とする。</p> <p>3. 確定拠出年金制度、確定給付企業年金制度、中小企業退職金共済制度間で年金資産の引き継ぎを可能とする。</p>	未定
8	所得税 生命保険契約等の一時金の支払調書等の見直し	<p>1. 死亡による契約者変更 支払調書の提出は不要。</p> <p>2. 上記1以外の契約者変更 保険料については、既払込保険料等のみ記載する。</p>	<p>1. 死亡による契約者変更 契約者変更情報及び解約返戻金相当額等を記載した調書を提出する。</p> <p>2. 上記1以外の契約者変更 保険金等の支払時の契約者の払込保険料等の記載を追加する。</p>	2018年1月1日以後の契約者変更
9	個人住民税 ふるさと納税の拡充等	<p>1. 特例控除額の拡充 特例控除額の上限は個人住民税所得割の1割。</p>	<p>1. 特例控除額の拡充 特例控除額の上限を個人住民税所得割の2割に拡充する。</p> <p>2. 返礼品（特産品）送付について、寄附金控除の趣旨を踏まえた良識ある対応の要請</p> <p>1と合わせて、ふるさと納税について、当該寄附金が経済的利益の無償の供与であること、当該寄附金に通常の寄附金控除に加えて特例控除が適用される制度であることを踏まえ、豊かな地域社会の形成及び住民の福祉の増進に寄与するため、地方団体がふるさと納税に係る周知、募集等の事務を適切に行うよう、下記のような行為の自粛を地方団体に要請する。（通知（技術的助言））</p> <p>①募集に際し、対価の提供との誤解を招きかねない行為</p> <ul style="list-style-type: none"> ・「返礼品の価格」や「返礼品の価格の割合」（寄附額の何%相当など）の表示 <p>②ふるさと納税の趣旨に反するような返礼品（特産品）送付</p> <ul style="list-style-type: none"> ・換金性の高いプリペイドカード等 ・高額または寄附額に対し返礼割合の高い返礼品 	1は2016年度分以後の個人住民税

税目	項目	現行	改正案	適用時期
9	個人住民税 ふるさと納税の拡充等	3. 申告手続き 確定申告を必要とする。	3. 申告手続きの簡素化（「ふるさと納税ワンストップ特例」の創設） 確定申告を必要とする現在の仕組みに、税法上の特例を創設し、確定申告を行わない給与所得者等がふるさと納税を行う場合はワンストップで控除を受けられる仕組みを導入する。 (1) 確定申告を行わない給与所得者等は、個人住民税課税市区町村に対するふるさと納税（寄附）の控除申請を寄附先団体が本人に代わって行うことを要請できることとする（確定申告を行う者は、現行どおり、確定申告を通じて控除を受ける）。 (2) 寄附先団体は、控除に必要な事項を寄附者の個人住民税課税市区町村に通知する。 (3) 本特例が適用される場合は、個人住民税課税市区町村は、翌年度の個人住民税において、所得税控除分相当額を含めて控除を行う（確定申告を行った場合と同額が控除される）。 ※ 確定申告を行う場合は、原則に戻ることとし、所得税と個人住民税から控除を受ける。 (注)・マイナンバー、マイ・ポータルを活用した簡素化までの間の特例的な仕組みとして導入 ・5団体を超える地方団体へのふるさと納税（寄附）を行う者は、確定申告が必要	3は2015年4月1日以後の寄附

▼ 資産課税

税目	項目	現行	改正案	適用時期																											
1	贈与税 住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充	適用期限は2014年12月31日までの贈与について適用する。 1. 非課税限度額 (1) 省エネルギー性・耐震性を備えた良質な住宅用家屋 ・2014年中の贈与：1000万円 (2) 上記(1)以外の住宅用家屋 ・2014年中の贈与：500万円	適用期限を2019年6月30日まで（4年6ヵ月）延長する。 1. 非課税限度額 (1) 消費税率10%が適用される場合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間</th> <th>良質な住宅用家屋</th> <th>左記以外の住宅用家屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>2016年10月～2017年9月</td> <td>3000万円</td> <td>2500万円</td> </tr> <tr> <td>2017年10月～2018年9月</td> <td>1500万円</td> <td>1000万円</td> </tr> <tr> <td>2018年10月～2019年6月</td> <td>1200万円</td> <td>700万円</td> </tr> </tbody> </table> (2) 上記(1)以外の場合 <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th>住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間</th> <th>良質な住宅用家屋</th> <th>左記以外の住宅用家屋</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>～2015年12月</td> <td>1500万円</td> <td>1000万円</td> </tr> <tr> <td>2016年1月～2017年9月</td> <td>1200万円</td> <td>700万円</td> </tr> <tr> <td>2017年10月～2018年9月</td> <td>1000万円</td> <td>500万円</td> </tr> <tr> <td>2018年10月～2019年6月</td> <td>800万円</td> <td>300万円</td> </tr> </tbody> </table> (注) 上記の「良質な住宅用家屋」とは、省エネルギー対策等級4（2015年4月以降は断熱等性能等級4）または耐震等級2以上若しくは免震建築物に該当する住宅用家屋をいう。 2. 上記1の良質な住宅用家屋の範囲に、一次エネルギー消費量等級4以上に該当する住宅用家屋及び高齢者等配慮対策等級3以上に該当する住宅用家屋を加える。	住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋	2016年10月～2017年9月	3000万円	2500万円	2017年10月～2018年9月	1500万円	1000万円	2018年10月～2019年6月	1200万円	700万円	住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋	～2015年12月	1500万円	1000万円	2016年1月～2017年9月	1200万円	700万円	2017年10月～2018年9月	1000万円	500万円	2018年10月～2019年6月	800万円	300万円	2015年1月1日以後の贈与
住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋																													
2016年10月～2017年9月	3000万円	2500万円																													
2017年10月～2018年9月	1500万円	1000万円																													
2018年10月～2019年6月	1200万円	700万円																													
住宅用家屋の取得等に係る契約の締結期間	良質な住宅用家屋	左記以外の住宅用家屋																													
～2015年12月	1500万円	1000万円																													
2016年1月～2017年9月	1200万円	700万円																													
2017年10月～2018年9月	1000万円	500万円																													
2018年10月～2019年6月	800万円	300万円																													

税目	項目	現行	改正案	適用時期
1	住宅取得等資金に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充		3. 適用対象となる増改築等の範囲に、一定の省エネ改修工事、バリアフリー改修工事及び給排水管または雨水の浸入を防止する部分に係る工事を加える。 (注) 2016年9月以前に契約を締結した住宅用家屋について上記1(2)に掲げる非課税限度額の適用を受けた者であっても、上記1(1)に掲げる非課税限度額を適用できるとする。	2015年1月1日以後の贈与
2	住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例の延長・拡充	特定の贈与者(親)の年齢要件なし 適用期限:2014年12月31日までの贈与について適用する。	適用対象となる増改築等の範囲に、一定の省エネ改修工事、バリアフリー改修工事及び給排水管または雨水の浸入を防止する部分に係る工事を加えた上、その適用期限を2019年6月30日まで(4年6カ月)延長する。	2015年1月1日以後の贈与
3	贈与税 教育資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の延長・拡充	適用期限:2015年12月31日までの贈与について適用する。	次の見直しを行った上、その適用期限を2019年3月31日まで(3年3カ月)延長する。 (1) 特例の対象となる教育資金の使途の範囲に、通学定期券代、留学渡航費等を加える。 (2) 金融機関への領収書等の提出について、領収書等に記載された支払金額が1万円以下で、かつ、その年中における合計支払金額が24万円に達するまでのものについては、当該領収書等に代えて支払先、支払金額等の明細を記載した書類を提出することができることとする。	(2)は2016年1月1日以後に提出する書類から適用
4	結婚・子育て資金の一括贈与に係る贈与税の非課税措置の創設	(新設)	(1) 受贈者(20歳以上50歳未満の者)への結婚・子育てへの資金 (2) 直系尊属からの贈与 (3) 受贈者1人につき1000万円(結婚に際して支出する費用については300万円)まで非課税 (4) 手続きは金融機関を通じて信託等で行う (5) 結婚・子育て資金とは、婚礼費用・新居の住居費・引越し費用、妊娠費用・出産費用・産後ケア費用・子の医療費・子の保育費に支払われる金銭のうち一定のもの (6) 贈与者が死亡した場合、その時点の残高を相続財産に加算する。なお、相続税を計算する場合、相続税額の2割加算の対象としない。 (7) 受贈者が50歳に達したときに余った資金は贈与税が課される。	2015年4月1日から2019年3月31日までの贈与
5	相続税・贈与税 非上場株式等に係る相続税・贈与税の納税猶予制度の見直し	贈与税の納税猶予税額の免除該当事由 ・贈与者の死亡以前に経営承継受贈者が死亡した場合 ・贈与者が死亡した場合 (経営承継期間経過後に次の事由に該当する場合は免除を受けることができる) ・後継者が納税猶予対象株式の全部の譲渡等(同族関係者以外など) ・認定贈与承継会社が破産または特別清算した場合 ・認定贈与承継会社が合併により消滅した場合 ・認定贈与承継会社が株式交換等により他の会社の株式交換完全子会社となった場合	贈与税の納税猶予税額の免除該当事由に次の事由を追加する。 ・経営承継期間経過後に経営承継受贈者(2代目)が後継者(3代目)へ特例受贈非上場株式等を贈与し、その後継者が非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の適用を受けられる場合 ・経営承継期間内に、経営承継受贈者(2代目)が後継者(3代目)へ特例受贈非上場株式等を贈与し(身体障害等やむを得ない理由により代表者でなくなった場合に限る)、その後継者(3代目)が非上場株式等に係る贈与税の納税猶予の適用を受ける場合(相続税も同様)	2015年4月1日以後の贈与(相続または遺贈)

税目	項目	現行	改正案	適用時期
6	相続税・贈与税 各種特例制度における添付書類の簡略化	次の特例を適用する際には、申告書に住民票の写しを添付すること (1) 贈与税の配偶者控除 (2) 相続時精算課税の選択 (3) 小規模宅地等についての相続税の課税価格の計算の特例 (4) 直系尊属から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の贈与税の非課税措置 (5) 特定の贈与者から住宅取得等資金の贈与を受けた場合の相続時精算課税制度の特例	税務署長が行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号利用法）の規定により氏名及び住所等を確認することができるときは、住民票の写し等の添付を要しないこととする。	番号利用法附則1条4号に定める日以後の相続・遺贈または贈与
7	登録免許税 登録免許税の特例措置の延長	(1) 土地の売買による所有権移転登記等に対する登録免許税の軽減措置 ①土地の売買による所有権移転登記：1.5%（本則税率2.0%） ②土地の所有権の信託の登記：0.3%（本則税率0.4%） (2) 住宅用家屋の所有権保存登記等に対する登録免許税の軽減措置 ①所有権の保存登記：0.15%（本則税率0.4%） ②所有権の移転登記：0.3%（本則税率2.0%） ③抵当権の設定登記：0.1%（本則税率0.4%） 適用期限：(1)と(2)ともに2015年3月31日まで適用する。	適用期限：(1)と(2)ともに2017年3月31日まで（2年）延長する。	2017年3月31日まで
8	不動産取得税 不動産取得税の特例措置の延長	(1) 標準税率の特例措置 住宅（家屋）及び土地の取得に係る不動産取得税の標準税率（本則4%）を3%とする。 (2) 宅地評価土地の取得に係る課税標準の特例措置 宅地評価土地の取得に係る不動産取得税の課税標準を価格の2分の1とする。 適用期限：(1)と(2)ともに2015年3月31日までの取得について適用する。	適用期限：(1)と(2)ともに2018年3月31日まで（3年）延長する。	2018年3月31日まで
9	固定資産税・都市計画税 固定資産税等の負担調整措置等の延長	(1) 商業地等に係る2012年度から2014年度までの負担調整措置 ①負担水準70%超 負担水準を70%とした税額まで引き下げる。 ②負担水準60%以上70%以下 前年度の税額に据え置く。 ③負担水準60%未満 前年度課税標準額＋当該年度の評価額×5%＝当該年度の課税標準額 ただし、この課税標準額が、評価額の60%を上回る場合には60%相当額とし、評価額の20%を下回る場合には20%相当額とする。 (2) 条例による減額制度 2012年度から2014年度まで商業地等に係る固定資産税の地方公共団体の条例による減額できる制度。 (3) 簡易な方法による価格の下落修正に関する特例措置 2013年度及び2014年度の据置年度において地価が下落している場合に、簡易な方法により価格の下落修正ができる特例措置。	(1) 2015年度から2017年度までの負担調整措置を継続する。 (2) 2015年度から2017年度まで減額制度を継続する。 (3) 2016年度及び2017年度も特例措置を継続する。	2018年3月31日まで

税目	項目	現行	改正案	適用時期
9	固定資産税等の負担調整措置等の延長	(4) 商業地等及び住宅用地に係る地方公共団体の条例による税額の上昇抑制制度 商業地等及び住宅用地に係る固定資産税について、地方公共団体の条例の定めるところにより、2012年度から2014年度までの税額が、前年度税額（前年度に条例減額制度が適用されている場合には、減額後の金額）に1.1以上で条例の定める割合を乗じて得た額を超える場合には、その超える額に相当する額を減額することができる。	(4) 2015年度から2017年度まで減額制度を継続する。	2018年3月31日まで
		住宅用地特例 (1) 小規模住宅用地（200㎡以下の部分） 固定資産税の課税標準額を6分の1に減額 (2) 一般住宅用地（200㎡を超える部分） 固定資産税の課税標準額を3分の1に減額	空家等対策の推進に関する特別措置法（2015年2月26日施行。なお、特定空家等に対する指導、勧告、命令、代執行などの措置は2015年5月26日施行）に基づく必要な措置の勧告の対象となった特定空家等に係る土地について、住宅用地に係る固定資産税等の課税標準の特例措置の対象から除外する。	2016年度分以後

法人課税

税目	項目	現行	改正案	適用時期																											
1	法人税率の引き下げ	2012年4月1日以後に開始する事業年度に適用する税率	2015年4月1日以後に開始する事業年度に適用する税率	2015年4月1日以後に開始する事業年度																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>本則</th> <th>年800万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通法人</td> <td>25.5%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中小法人</td> <td>25.5%</td> <td>15%*</td> </tr> <tr> <td>公益法人等</td> <td>19%</td> <td>15%*</td> </tr> <tr> <td>協同組合等</td> <td>19%</td> <td>15%*</td> </tr> </tbody> </table>			本則	年800万円以下	普通法人	25.5%	—	中小法人	25.5%	15%*	公益法人等	19%	15%*	協同組合等	19%	15%*	<table border="1"> <thead> <tr> <th></th> <th>本則</th> <th>年800万円以下</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>普通法人</td> <td>23.9%</td> <td>—</td> </tr> <tr> <td>中小法人</td> <td>23.9%</td> <td>15%*</td> </tr> <tr> <td>公益法人等</td> <td>19%</td> <td>15%*</td> </tr> <tr> <td>協同組合等</td> <td>19%</td> <td>15%*</td> </tr> </tbody> </table>		本則	年800万円以下	普通法人	23.9%	—	中小法人	23.9%	15%*	公益法人等	19%	15%*
	本則	年800万円以下																													
普通法人	25.5%	—																													
中小法人	25.5%	15%*																													
公益法人等	19%	15%*																													
協同組合等	19%	15%*																													
	本則	年800万円以下																													
普通法人	23.9%	—																													
中小法人	23.9%	15%*																													
公益法人等	19%	15%*																													
協同組合等	19%	15%*																													
		※ 2015年3月31日までに開始する事業年度まで適用する。	※ 適用期限を2年延長し、2017年3月31日までに開始する事業年度まで適用する。																												
2	法人税 欠損金の繰越控除制度の縮減	(1) 欠損金の繰越控除限度額 欠損金の繰越控除をする事業年度のその繰越控除前の所得金額の80%相当額を限度とする。 ※ 中小法人等には適用されず100%控除できる。	(1) 欠損金の繰越控除限度額 ① 2015年4月1日から2017年3月31日までの間に開始する欠損金の繰越控除をする事業年度 繰越控除前の所得金額の65%相当額を限度とする。 ② 2017年4月1日以後に開始する欠損金の繰越控除をする事業年度 繰越控除前の所得金額の50%相当額を限度とする。 ※ 中小法人等は改正前の控除限度額(100%)を存置する。 ③ 経営再生を行う法人は、更生計画認可の決定・再生計画認可の決定等から7年間は100%控除できる。 ④ 設立7年以内の法人（資本金5億円以上の大法人の100%子会社を除く）は100%控除できる。	(1)は2015年4月1日以後に開始する事業年度																											
		(2) 欠損金の繰越期間 9年 ※ 中小法人等も同様に9年	(2) 欠損金の繰越期間 10年 ※ 中小法人等も同様に10年	(2)は2017年4月1日以後に開始する事業年度に生じた欠損金																											
3	受取配当等益金不算入制度の縮減	(1) 益金不算入制度	(1) 益金不算入制度	2015年4月1日以後に開始する事業年度																											
		<table border="1"> <thead> <tr> <th>持ち株比率</th> <th>益金不算入割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>25%未満</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>25%以上</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	持ち株比率		益金不算入割合	25%未満	50%	25%以上	100%	<table border="1"> <thead> <tr> <th>持ち株比率</th> <th>益金不算入割合</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>5%以下</td> <td>20%</td> </tr> <tr> <td>5%超 3分の1以下</td> <td>50%</td> </tr> <tr> <td>3分の1超</td> <td>100%</td> </tr> </tbody> </table>	持ち株比率	益金不算入割合	5%以下	20%	5%超 3分の1以下	50%	3分の1超	100%													
持ち株比率	益金不算入割合																														
25%未満	50%																														
25%以上	100%																														
持ち株比率	益金不算入割合																														
5%以下	20%																														
5%超 3分の1以下	50%																														
3分の1超	100%																														

税目	項目	現行	改正案	適用時期																																										
3	法人税 受取配当等益金不算入制度の縮減	(2) 負債利子控除制度 受取配当金から負債利子を控除して益金不算入金額を算定する。 (受取配当金－負債利子) × 益金不算入割合 ＝益金不算入金額	(2) 負債利子控除制度 持ち株比率3分の1以下の株式からの配当金については負債利子控除を廃止する。 受取配当金×益金不算入割合＝益金不算入金額	2015年4月1日以後に開始する事業年度																																										
4	法人税・所得税 研究開発税制の強化・重点化	(1) 税額控除額 ①恒久措置（総額型）＋②時限措置（増加型と高水準型の選択適用） ①恒久措置（総額型） 税額控除額 ^{*1} ＝試験研究費の総額×8%～12% ※1 法人税額の20%（2015年3月31日までの間に開始する各事業年度は30%）を限度 ②時限措置（増加型と高水準型の選択適用） 適用期限：2017年3月31日までの間に開始する各事業年度 増加型：税額控除額 ^{*2} ＝試験研究費の増加額×30%（増加割合が30%未満の場合は増加割合） 高水準型：税額控除額 ^{*2} ＝平均売上高の10%超の試験研究費の額×一定の控除率 ※2 法人税額の10%を限度 (2) 繰越制度 1年間繰り越しできる。 (1)と(2)は所得税も同様	(1) 税額控除額 ①恒久措置（総額型）＋②恒久措置（オープンイノベーション型）＋③時限措置（増加型と高水準型の選択適用） ①恒久措置（総額型） 控除上限30%は期限の到来をもって廃止し、新たに控除上限を25%とする。 ②恒久措置（オープンイノベーション型） 税額控除額 ^{*1} ＝特別試験研究費の総額×控除率 ^{*2} ※1 法人税額の5%を限度 ※2 大学・特別試験研究機関等との共同・委託研究：30% 企業間等（中小企業からの知財権使用料等を追加）：20% ③時限措置（増加型と高水準型の選択適用） 改正なし (2) 繰越制度 繰越控除制度を廃止する。 (1)と(2)は所得税も同様	2015年4月1日以後に開始する事業年度																																										
5	所得拡大促進税制の拡充	青色申告法人が2018年3月31日までの間に開始する各事業年度において次の(1)、(2)及び(3)の要件を満たした場合、国内雇用者に対する給与等支給増加額について、10%の税額控除（法人税額の10%（中小企業者等は20%）を限度）を認める（所得税も同様）。 (1) 給与等支給額の総額：基準事業年度から一定割合以上増加 ①2015年4月1日以前に開始する事業年度2%以上（2014年4月1日以前に終了する事業年度にも適用する） ②2015年4月1日から2016年3月31日までに開始する事業年度3%以上 ③2016年4月1日から2018年3月31日までに開始する事業年度5%以上 (2) 給与等支給額の総額：前の事業年度以上 (3) 給与等支給額の平均：前の事業年度を上回る	雇用者給与等支給増加割合の要件（左記(1)③）を次のとおり見直す（所得税も同様）。 (1) 給与等支給額の総額：基準事業年度から一定割合以上増加 ・ 大法人 2016年4月1日から2017年3月31日までに開始する事業年度4%以上 ・ 中小法人 2016年4月1日から2018年3月31日までに開始する事業年度3%以上	2016年4月1日以後に開始する事業年度																																										
6	法人事業税 外形標準課税の拡大	(1) 外形標準課税の税率 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th>標準税率</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">付加価値割</td> <td>0.48%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資本割</td> <td>0.2%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">所得割</td> <td>年400万円以下の所得</td> <td>3.8% (2.2%)</td> </tr> <tr> <td>年400万円超800万円以下の所得</td> <td>5.5% (3.2%)</td> </tr> <tr> <td>年800万円超の所得</td> <td>7.2% (4.3%)</td> </tr> </tbody> </table> (注) () は地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率。			標準税率	付加価値割		0.48%	資本割		0.2%	所得割	年400万円以下の所得	3.8% (2.2%)	年400万円超800万円以下の所得	5.5% (3.2%)	年800万円超の所得	7.2% (4.3%)	(1) 外形標準課税の税率 <table border="1" style="width:100%; border-collapse: collapse;"> <thead> <tr> <th colspan="2"></th> <th colspan="2">標準税率</th> </tr> <tr> <th colspan="2"></th> <th>2015年度</th> <th>2016年度～</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td colspan="2">付加価値割</td> <td>0.72%</td> <td>0.96%</td> </tr> <tr> <td colspan="2">資本割</td> <td>0.3%</td> <td>0.4%</td> </tr> <tr> <td rowspan="4">所得割</td> <td>年400万円以下の所得</td> <td>3.1% (1.6%)</td> <td>2.5% (0.9%)</td> </tr> <tr> <td>年400万円超800万円以下の所得</td> <td>4.6% (2.3%)</td> <td>3.7% (1.4%)</td> </tr> <tr> <td>年800万円超の所得</td> <td>6.0% (3.1%)</td> <td>4.8% (1.9%)</td> </tr> </tbody> </table> (注) () は地方法人特別税等に関する暫定措置法適用後の税率。			標準税率				2015年度	2016年度～	付加価値割		0.72%	0.96%	資本割		0.3%	0.4%	所得割	年400万円以下の所得	3.1% (1.6%)	2.5% (0.9%)	年400万円超800万円以下の所得	4.6% (2.3%)	3.7% (1.4%)	年800万円超の所得	6.0% (3.1%)	4.8% (1.9%)	2015年4月1日以後に開始する事業年度
		標準税率																																												
付加価値割		0.48%																																												
資本割		0.2%																																												
所得割	年400万円以下の所得	3.8% (2.2%)																																												
	年400万円超800万円以下の所得	5.5% (3.2%)																																												
	年800万円超の所得	7.2% (4.3%)																																												
			標準税率																																											
		2015年度	2016年度～																																											
付加価値割		0.72%	0.96%																																											
資本割		0.3%	0.4%																																											
所得割	年400万円以下の所得	3.1% (1.6%)	2.5% (0.9%)																																											
	年400万円超800万円以下の所得	4.6% (2.3%)	3.7% (1.4%)																																											
	年800万円超の所得	6.0% (3.1%)	4.8% (1.9%)																																											

税目	項目	現行	改正案	適用時期													
6	法人事業税 外形標準課税の拡大	<p>(2) 地方法人特別税の税率</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td>税率</td> </tr> <tr> <td>付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率</td> <td>67.4%</td> </tr> </table> <p>(3) 付加価値割の課税標準 付加価値額＝収益配分額*＋単年度損益 ※ 収益配分額＝報酬給与額＋純支払利子＋純支払賃借料</p>		税率	付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	67.4%	<p>(2) 地方法人特別税の税率</p> <table border="1"> <tr> <td></td> <td colspan="2">税率</td> </tr> <tr> <td></td> <td>2015年度</td> <td>2016年度～</td> </tr> <tr> <td>付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率</td> <td>93.5%</td> <td>152.6%</td> </tr> </table> <p>(3) 付加価値割における所得拡大促進税制導入次の①から③の要件を満たす場合には、雇員給与等支給増加額を付加価値割の課税標準から控除できる。</p> <p>① 給与等支給額の総額：基準事業年度から一定割合以上増加 ・2015年4月1日から2016年3月31日までの間に開始する事業年度 3%以上 ・2016年4月1日から2017年3月31日までの間に開始する事業年度 4%以上 ・2017年4月1日から2018年3月31日までの間に開始する事業年度 5%以上</p> <p>② 給与等支給額の総額：前事業年度以上 ③ 給与等支給額の平均：前事業年度を上回る (1)(2)は資本金の額または出資金の額1億円超の普通法人が対象</p>		税率			2015年度	2016年度～	付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	93.5%	152.6%	2015年4月1日以後に開始する事業年度
	税率																
付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	67.4%																
	税率																
	2015年度	2016年度～															
付加価値割額、資本割額及び所得割額の合算額によって法人事業税を課税される法人の所得割額に対する税率	93.5%	152.6%															
7	法人税・所得税 地方拠点強化税制の創設	<p>(1) 投資減税</p> <p style="text-align: center;">(新設)</p> <p>(2) 雇員数の増加した場合の税額控除制度（雇用促進税制） ①適用要件 ・法人全体の雇員数が前期比5人（中小企業等2人）以上増加したこと ・法人全体の雇員数が前期比10%以上増など ②税額控除 法人全体の前期比雇用増×40万円（法人税額10%（中小企業等は20%）を限度） ※ 所得税も同様</p>	<p>(1) 地方拠点建物等を取引した場合の特別償却または税額控除制度の創設（投資減税） ①対象法人 2018年3月31日までに地方拠点強化実施計画（仮称）が承認された法人 ②対象資産 計画に沿って、計画承認から2年以内に取得し、事業の用に供される建物・建物附属設備・構築物 ③措置内容 ・拡充型（地方にある企業の本社機能等の強化支援） 特別償却15%または税額控除*4%（計画承認が2017年度の場合は2%）の選択適用 ・移転型（東京23区から移転の場合、拡充型よりも支援措置を深掘り） 特別償却25%または税額控除*7%（計画承認が2017年度の場合は4%）の選択適用 ※ 法人税額の20%を限度 (2) 雇員数の増加した場合の税額控除制度（雇用促進税制）の拡充 ・拡充型 法人全体の前期比雇用増を上限として、当該地方拠点の前期比雇用増×50万円（法人全体の雇用増加率10%未満の場合20万円） ・移転型 法人全体・当該地方拠点の雇員数が前期比で減少しないこと等を要件に、拡充型とは別途、当該地方拠点について計画承認直前期の雇員数に対する雇用増×30万円（拡充型と合わせて最大80万円） ※ 上記(1)の投資減税及び現行の雇用促進税制と合わせて、法人税額の30%を限度 (1)と(2)は所得税も同様</p>	地域再生法の改正法施行日から2018年3月31日まで													

税目	項目	現行	改正案	適用時期
8	法人税・所得税 特定資産の買換え特例（9号買換え）の延長・縮減	長期所有（所有期間10年超）の土地、建物等を譲渡し、国内にある土地（事務所等の一定の建築物等の敷地の用に供されているもののうちその面積が300㎡以上のものに限定）、建物、機械装置等へ買い換えた場合には課税を80%繰り延べる。 適用期限：2014年12月31日までの譲渡について適用する。 （所得税も同様）	次の見直しを行った上、適用期限を2017年3月31日まで（2年3カ月）延長する（所得税も同様）。 （1）買換資産から機械装置及びコンテナ用の貨車を除外する。 （2）課税繰延割合 ①地方→特定地域（仮称。東京23区）70% ②地方→大都市等（仮称。三大都市圏の特定の区域）75% ③その他80%	2017年3月31日までの譲渡

消費課税

税目	項目	現行	改正案	適用時期																																																																																			
1	消費税 消費税率の10%への引き上げ時期の変更	<p>(1) 10%への引き上げ時期 2015年10月1日から10%（消費税7.8%、地方消費税2.2%）に引き上げる。</p> <p>(2) 経過措置 この経過措置として、2013年10月1日から2015年3月31日までに締結された工事・製造の請負契約に基づいて、2015年10月1日以後に完成引き渡し等（課税資産の譲渡等）が行われる場合には8%（消費税6.3%、地方消費税1.7%）が適用される。</p> <p>(3) 景気条項 消費税率の引き上げは、経済状況を好転させることを条件として実施するため、そのための必要な措置を講ずることとする。また、経済状況等を総合的に勘案した上で、その施行の停止を含め所要の措置を講ずることとする。</p>	<p>(1) 10%への引き上げ時期 1年6カ月延期し、2017年4月1日から10%（消費税7.8%、地方消費税2.2%）に引き上げる。</p> <p>(2) 経過措置 この経過措置の指定日を2016年10月1日とする。従って、2016年9月30日までに締結された工事・製造の請負契約に基づいて、2017年4月1日以後に完成引き渡し等（課税資産の譲渡等）が行われる場合には8%（消費税6.3%、地方消費税1.7%）が適用される。</p> <p>(3) 景気判断条項 削除する。</p>	2017年4月1日から																																																																																			
2	自動車重量税 自動車重量税のエコカー減税の見直し及び延長	<p>(1) 乗用車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象車</th> <th colspan="2">減税率</th> </tr> <tr> <th>1回目車検</th> <th>2回目車検</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、ハイブリッド自動車等 2015年度燃費基準+20%達成</td> <td>免税</td> <td>免税</td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準+10%達成</td> <td>▲75%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準達成</td> <td>▲50%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 重量車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象車</th> <th colspan="2">減税率</th> </tr> <tr> <th>1回目車検</th> <th>2回目車検</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、ハイブリッド自動車等</td> <td>免税</td> <td>免税</td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準+10%達成 ポスト新長期規制 NOx・PM+10% 低減</td> <td>免税</td> <td>免税</td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準+5%達成 ポスト新長期規制 NOx・PM+10% 低減</td> <td>▲75%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準+10%達成 ポスト新長期規制 適合</td> <td></td> <td>▲50%</td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準達成 ポスト新長期規制 NOx・PM+10% 低減</td> <td></td> <td>▲50%</td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準+5%達成 ポスト新長期規制 適合</td> <td></td> <td>▲50%</td> </tr> </tbody> </table> <p>(注) ポスト新長期規制：国土交通省が2008年に制定した、主にディーゼル車に対する排出ガス規制。</p>	対象車	減税率		1回目車検	2回目車検	電気自動車、ハイブリッド自動車等 2015年度燃費基準+20%達成	免税	免税	2015年度燃費基準+10%達成	▲75%		2015年度燃費基準達成	▲50%		対象車	減税率		1回目車検	2回目車検	電気自動車、ハイブリッド自動車等	免税	免税	2015年度燃費基準+10%達成 ポスト新長期規制 NOx・PM+10% 低減	免税	免税	2015年度燃費基準+5%達成 ポスト新長期規制 NOx・PM+10% 低減	▲75%		2015年度燃費基準+10%達成 ポスト新長期規制 適合		▲50%	2015年度燃費基準達成 ポスト新長期規制 NOx・PM+10% 低減		▲50%	2015年度燃費基準+5%達成 ポスト新長期規制 適合		▲50%	<p>(1) 乗用車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象車</th> <th colspan="2">減税率</th> </tr> <tr> <th>1回目車検</th> <th>2回目車検</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、ハイブリッド自動車等 2020年度燃費基準+20%達成</td> <td>免税</td> <td>免税</td> </tr> <tr> <td>2020年度燃費基準+10%達成</td> <td>▲75%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2020年度燃費基準達成</td> <td>▲50%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準+5%達成</td> <td>▲25%</td> <td></td> </tr> </tbody> </table> <p>(2) 重量車</p> <table border="1"> <thead> <tr> <th rowspan="2">対象車</th> <th colspan="2">減税率</th> </tr> <tr> <th>1回目車検</th> <th>2回目車検</th> </tr> </thead> <tbody> <tr> <td>電気自動車、ハイブリッド自動車等</td> <td>免税</td> <td>免税</td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準+15%達成 ポスト新長期規制 NOx・PM+10% 低減</td> <td>免税</td> <td>免税</td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準+10%達成 ポスト新長期規制 NOx・PM+10% 低減</td> <td>▲75%</td> <td></td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準+15%達成 ポスト新長期規制 適合</td> <td></td> <td>▲50%</td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準+5%達成 ポスト新長期規制 NOx・PM+10% 低減</td> <td></td> <td>▲50%</td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準+10%達成 ポスト新長期規制 適合</td> <td></td> <td>▲50%</td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準達成 ポスト新長期規制 NOx・PM+10% 低減</td> <td></td> <td>▲25%</td> </tr> <tr> <td>2015年度燃費基準+5%達成 ポスト新長期規制 適合</td> <td></td> <td>▲25%</td> </tr> </tbody> </table>	対象車	減税率		1回目車検	2回目車検	電気自動車、ハイブリッド自動車等 2020年度燃費基準+20%達成	免税	免税	2020年度燃費基準+10%達成	▲75%		2020年度燃費基準達成	▲50%		2015年度燃費基準+5%達成	▲25%		対象車	減税率		1回目車検	2回目車検	電気自動車、ハイブリッド自動車等	免税	免税	2015年度燃費基準+15%達成 ポスト新長期規制 NOx・PM+10% 低減	免税	免税	2015年度燃費基準+10%達成 ポスト新長期規制 NOx・PM+10% 低減	▲75%		2015年度燃費基準+15%達成 ポスト新長期規制 適合		▲50%	2015年度燃費基準+5%達成 ポスト新長期規制 NOx・PM+10% 低減		▲50%	2015年度燃費基準+10%達成 ポスト新長期規制 適合		▲50%	2015年度燃費基準達成 ポスト新長期規制 NOx・PM+10% 低減		▲25%	2015年度燃費基準+5%達成 ポスト新長期規制 適合		▲25%	2015年5月1日から2017年4月30日まで
対象車	減税率																																																																																						
	1回目車検	2回目車検																																																																																					
電気自動車、ハイブリッド自動車等 2015年度燃費基準+20%達成	免税	免税																																																																																					
2015年度燃費基準+10%達成	▲75%																																																																																						
2015年度燃費基準達成	▲50%																																																																																						
対象車	減税率																																																																																						
	1回目車検	2回目車検																																																																																					
電気自動車、ハイブリッド自動車等	免税	免税																																																																																					
2015年度燃費基準+10%達成 ポスト新長期規制 NOx・PM+10% 低減	免税	免税																																																																																					
2015年度燃費基準+5%達成 ポスト新長期規制 NOx・PM+10% 低減	▲75%																																																																																						
2015年度燃費基準+10%達成 ポスト新長期規制 適合		▲50%																																																																																					
2015年度燃費基準達成 ポスト新長期規制 NOx・PM+10% 低減		▲50%																																																																																					
2015年度燃費基準+5%達成 ポスト新長期規制 適合		▲50%																																																																																					
対象車	減税率																																																																																						
	1回目車検	2回目車検																																																																																					
電気自動車、ハイブリッド自動車等 2020年度燃費基準+20%達成	免税	免税																																																																																					
2020年度燃費基準+10%達成	▲75%																																																																																						
2020年度燃費基準達成	▲50%																																																																																						
2015年度燃費基準+5%達成	▲25%																																																																																						
対象車	減税率																																																																																						
	1回目車検	2回目車検																																																																																					
電気自動車、ハイブリッド自動車等	免税	免税																																																																																					
2015年度燃費基準+15%達成 ポスト新長期規制 NOx・PM+10% 低減	免税	免税																																																																																					
2015年度燃費基準+10%達成 ポスト新長期規制 NOx・PM+10% 低減	▲75%																																																																																						
2015年度燃費基準+15%達成 ポスト新長期規制 適合		▲50%																																																																																					
2015年度燃費基準+5%達成 ポスト新長期規制 NOx・PM+10% 低減		▲50%																																																																																					
2015年度燃費基準+10%達成 ポスト新長期規制 適合		▲50%																																																																																					
2015年度燃費基準達成 ポスト新長期規制 NOx・PM+10% 低減		▲25%																																																																																					
2015年度燃費基準+5%達成 ポスト新長期規制 適合		▲25%																																																																																					

▼ 納税環境整備

税目	項目	現行	改正案	適用時期
1	所得税・相続税 財産債務明細書の見直し	(1) 名称 財産債務明細書 (2) 提出基準 所得 2000 万円超 (3) 記載事項 財産の種類、数量及び価額 (4) 過少申告加算税等の特例 なし	(1) 名称 財産債務調書 (2) 提出基準 所得 2000 万円超、かつ、次の要件のいずれかを満たす場合 ①資産 3 億円以上 ②有価証券等（出国時の譲渡所得課税の特例と同様）1 億円以上 ※ ①と②は 12 月 31 日時点の金額 (3) 記載事項 左記(3)のほか、不動産は所在地別、有価証券等は銘柄別に記載する。 価額は原則として時価（見積価額も可）とする。有価証券等については取得価額も記載する。 (4) 過少申告加算税等の特例 ①財産債務調書に記載がある部分については、過少（無）申告加算税を 5% 軽減する（所得税・相続税）。 ②財産債務調書の不提出・記載不備に係る部分については、過少（無）申告加算税を 5% 加重する（所得税）。	2016年 1 月 1 日以後に提出すべき財産債務調書に適用
2	国税通則法 マイナンバーが付された預貯金情報の効果的な利用に係る措置	(新設)	国税通則法等を改正し、銀行等に対する社会保障制度の資力調査や国税・地方税の税務調査に効果的に対応できるように、マイナンバーによって検索できる状態で預貯金情報を管理する義務を課すこととする。 (注) 内閣官房が提出を予定している高度な情報通信技術の活用の進展に伴う個人情報の保護及び有用性の確保に資するための個人情報の保護に関する法律等の一部を改正する法律案（仮称）において一括して行われ、同法律案に規定する施行の日から適用される。	法律施行日（2018年 1 月 予定）から
3	無申告加算税の不適用制度に係る期限後申告書の提出期限の延長	法定申告期限から 2 週間以内に期限後申告が行われ、かつ、納付税額の全額が法定納期限までに納付されているなど、期限内に申告する意思があったと認められる場合には、無申告加算税を課さないこととする。	期限後申告書の提出期限を法定申告期限から 1 月以内に延長する。	2015年 4 月 1 日以後に法定申告期限が到来する国税等

F P 追補資料

平成26年6月1日から平成27年5月31日までの主な改正項目

平成27年6月1日発行

編著者 きんざい ファイナンシャル・プランナーズ・センター

発行所 株式会社きんざい

〒160-8520 東京都新宿区南元町19

TEL 03-3358-0016 (編集)

禁無断転載